

B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書

わが国のB型・C型肝炎感染者・患者は約350万人と推定され、その大半は血液製剤の投与、輸血、集団予防接種や治療時の注射器の使い回しなどの医療行為による感染であり、国の責任による医原病とされる。B型・C型肝炎は慢性肝炎から高い確率で肝硬変・肝がんに進行する重大な病気である。

国の責任と、患者救済の責務が明記された肝炎対策基本法ができたが、平成20年1月に成立した「特定血液製剤によるC型肝炎感染者に救済給付金を支給する特別措置法（特措法）」では、カルテなどによる血液製剤投与の証明が条件のため、裁判で救済される被害患者は数千人とされる。「B型肝炎感染者への給付金支給に関する特措法」が成立しましたが、母子感染ではないという証明などの、条件を満たして裁判で救済されるのは数万人とされる。

大多数の患者・遺族は何の救済・補償もなく、高い医療費負担や治療に苦しみ、毎日平均120人が亡くなっており、国が被害を償い、感染者が安心して治療を続けられるよう、治療と生活を支える公的支援制度を確立することが、一日も早く求められている。

肝炎対策基本法は「国及び地方公共団体は肝炎患者が必要に応じて適切な肝炎医療を受けることができるよう、経済的負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする」とのほか、肝炎予防・肝炎検査の促進、医療機関の整備、肝炎患者・家族への支援などの肝炎対策に取り組むよう求めている。よって、国会及び政府におかれては、B型・C型肝炎患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を講じるよう強く要望する。

- 1 肝炎対策基本法をもとに、必要な法整備、予算化をすすめ、全患者の救済策を実施すること。
- 2 肝炎治療薬、検査費用、通院費への助成をはじめ、肝炎治療費への公的支援制度を確立するとともに、肝炎対策基本法が定めた肝硬変・肝がん患者へ支援策を進め、医原病のB型・C型肝炎による肝硬変、肝がん患者に広く障害者手帳が交付できるようにすること。
- 3 インターフェロン治療などによる「副作用の為科学治療者」の自己負担を原則無料にする助成制度を創設すること。
- 4 B型・C型肝炎の治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発、治験の迅速化

などを図る。

- 5 肝炎ウイルスの未検査者，ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し，早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに，ウイルス性肝炎への偏見差別の解消，薬害の根絶を図ること。
- 6 「薬害肝炎救済特措法」による救済の枠組みを広げ，カルテ以外の記録，医師らの証明，患者・遺族の記憶・証言などをもとに，特定血液製剤による感染の可能性のある薬害C型肝炎患者を広く救済するとともに，同特措法の期限延長を図ること。
- 7 集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を講ずること。
- 8 医原病であるB型・C型肝炎の患者・死亡者に一時金もしくは健康管理手当などを支給する法制度を確立すること。

以上，地方自治法第99条の規定により，意見書を提出する。

平成24年9月5日

海 田 町 議 会